

審査講評

御殿場市公設浄化槽整備PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）は、御殿場市公設浄化槽整備事業を実施するPFI事業者の選定について、平成30年5月30日付で公表した「御殿場市公設浄化槽整備事業に関する優先交渉権者選定基準（以下「選定基準」という。）に基づき、提案内容の審査を行いました。

審査会における提案内容の審査講評を次のとおり公表します。

平成30年 9月12日

御殿場市公設浄化槽整備PFI事業者選定審査会

1. 応募者

御殿場市が平成30年5月2日より実施した御殿場市公設浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）のPFI事業者の募集には、次の1つの応募グループより提案がありました。

【応募グループ名】 応募者：御衛グループ

2. 参加資格審査

御殿場市は、応募グループから提出された参加資格確認書類に基づき、募集要項に定める参加資格要件を満たすことを確認しました。

3. 審査結果

審査会は、平成30年8月22日（木）に応募グループの提案書に基づき定性的評価と定量的評価を行い、これらを合算した総合評価をもって応募グループの提案を評価しました。

<総合評価>

項目	配点	評価点
定性的評価	85	45.6
定量的評価	15	15
総合評価 計	100	60.6

4. 優先交渉権者の選定

総合評価点が合格の要件である65点を満たさないため、優先交渉権者の選定に至りませんでした。

5. 審査講評

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第6条に基づく特定事業として、PFI事業者の技術やノウハウ等を活用することで、ますますの公設浄化槽設置の促進を図り、同時にPFI事業者による維持管理等を行うことで、効率的・効果的な公設浄化槽整備事業の推進することを目的とするものです。

ご提案いただいた応募グループ1社におかれましては、本事業の趣旨並びに意義を理解し、民間事業者の視点から提案書を作成・提出くださり、心から敬意を表し、感謝申し上げます。

さて、審査会では、御殿場市の業務要求水準を満たす民間事業者の技術やノウハウ等において、今後10年間の公設浄化槽の整備推進を図るとともに、今後見込まれる約400基の公設浄化槽に対して適正な維持管理を実施することにより、本市の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に寄与するものであるか、また、その上で、本事業が事業者に対して事業費削減を強いるものではないものの、現行において増加し続ける行政コストの抑制に配慮された提案内容かを見極めたものです。

その結果、応募グループから提出された提案は、総合評価の合格の要件である65点を満たない結果となり、審査会としては優先交渉権者の選定に至らない結果となりましたが、PFI手法

導入の原因となりました御殿場市の直営方式による課題の解決は必要なことと考えます。御殿場市におかれましては、御殿場市の財政的及び事務的負担を軽減し、住民のニーズに対応できる手法について改めて検討されることを求めます。本事業のよりよい手法が確立され、一層の水環境の保全や地域の環境意識が高まることを願い、審査講評の結びとします。